

●香川県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年5月2日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

平成20年5月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                       |
|--|-----------------|---------------|---------------------------|
| 仲多度郡まんのう町塩入字土居441番1<br>地先から<br>仲多度郡まんのう町塩入字土居434番1<br>地先まで | 11.5~18.0       | 109           | 平成12年香川県告示第621号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成20年5月2日